

後期高齢者医療制度について

平成20年4月より新に独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」が発足し、75歳以上の被保険者の方（一定の障害がある方は65歳以上）は、現在加入されている医療保険（歯科医師国保組合）を抜けて、全てこの制度に移行します。（75歳のお誕生日より対象）

国保組合の特例措置としまして、組合員本人について、希望者は歯科医師国保に残って「被保険者資格の無い組合員」として、組合員資格を継続することができます。

よって、後期高齢者医療制度（広域連合）と奈良県歯科医師国保組合の両方に加入することになります。

75歳以上の家族の方に対しては、特例措置（組合員の希望により、組合員資格を継続すること）はありません。

※75歳以下の第2種組合員がいる場合、第1種組合員が後期高齢者医療制度の被保険者となっても、種別の変更手続きをしていただくことにより、第3種組合員の資格は今までどおり継続することができます。

**※65歳以上の組合員で既に市町村より障害認定等を受けられ、
高齢受給者証を交付されている方は、事務局まで必ずご連絡下さい。**

※後期高齢者医療制度の詳しい内容につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合、又はお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

お問合せ先 奈良県後期高齢者医療広域連合事務局

TEL 0744-29-8430（代表）